

会 議 録

会議の名称		つくば市介護認定審査会総会		
開催日時		平成 31 年(2019 年) 4 月 3 日 18 : 45～		
開催場所		つくば市役所 2 階 201 会議室		
事務局 (担当課)		保健福祉部介護保険課		
出席者	委員	つくば市介護認定審査会委員 36 名		
	その他	なし		
	事務局	水野保健福祉部長、小室次長、黒田参事、水品介護保険課長、岡野課長補佐、矢口係長、野口主事、川崎主事、平林保健師、吉沢保健師		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0 人
非公開の場合はその理由				
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委嘱状交付 3 市長挨拶 4 会長及び会長職務代理者委員の選出 5 会長挨拶 6 職員紹介 7 案件 <ol style="list-style-type: none"> (1) 合議体の編成 (案) について (2) 合議体長及び合議体長職務代理者の選出について (3) 平成 31 年度介護認定審査会開催日程 (案) について (4) 平成 30 年度審査・判定等の報告及び認定審査会の簡素化について (5) その他 			

様式第1号

	8 事務連絡 9 閉会
<p><審議内容></p> <p>(1) 開会 <岡野介護保険課長補佐より開会を宣言></p> <p>(2) 委嘱状交付 <五十嵐市長より委嘱状の交付></p> <p>(3) 市長挨拶 <五十嵐市長より挨拶></p> <p>(4) 会長及び会長職務代理者の選出 <会長に、成島 淨委員、会長職務代理者に、加園 真樹委員を選出></p> <p>(5) 会長挨拶 <会長より挨拶></p> <p>(6) 職員紹介 <岡野介護保険課長補佐より職員紹介></p> <p>(7) 案件</p> <p>事務局：ここからの進行は、成島会長にお願いしたいと思います。成島会長と職務代理者の加園委員は、前の席にお進みください。</p> <p>成島会長：皆様の御協力により、円滑な議事進行に努めたいと存じますので、よろしく申し上げます。</p> <p>加園委員：成島会長から会長職務代理者の指名を受けました加園でございます。どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>成島会長：それでは、案件（1）合議体の編成（案）について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>事務局：案件（1）合議体の編成（案）について説明。</p> <p>成島会長：ただ今の事務局からの説明について、御質問や御意見がありました</p>	

様式第1号

ら、挙手の上発言してください。

御異議がなければ、拍手で承認をしたいと思います。賛成の方は拍手をお願いいたします。

(拍手)

成島会長：拍手多数と認め、案件（1）合議体の編成（案）については、事務局案のとおり決定しました。

続きまして、案件（2）の合議体長及び合議体長の職務代理者の選出について、事務局から説明をお願いします。

事務局：案件（2）の合議体長及び合議体長の職務代理者の選出について説明。

成島会長：ただ今、事務局から説明があったとおり、各合議体での協議をお願いいたします。

それでは、各合議体長と職務代理者について、事務局から報告をお願いします。

事務局：A合議体から順番に、合議体長、職務代理者の順で報告。

A合議体、吉田 次男委員、下村 哲志委員

B合議体、成島 淨委員、大曾根 賢一委員

C合議体、角 昌晃委員、山崎 勝也委員

D合議体、中川 晴夫委員、加園 真樹委員

E合議体、石川 公久委員、廣瀬 廣委員

F合議体、石川 智義委員、清水 顕委員

G合議体、石川 昌英委員、原田 繁委員

H合議体、飯田 章太郎委員、野堀 幸夫委員

成島会長：ありがとうございました。各合議体長及び職務代理者の皆様には、合議体の運営についてよろしくご協力をお願いします。

続きまして、案件（3）平成31年度介護認定審査会開催日程（案）について事務局から説明をお願いします。

様式第 1 号

事務局：案件（3）平成 31 年度介護認定審査会開催日程（案）について説明。

成島会長：ただ今の事務局からの説明について御質問や御意見がありましたら、挙手の上発言してください。

案件（3）の開催日程（案）について、お盆の時期を除き、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか、御異議がなければ拍手で承認をお願いします。

（拍手）

拍手多数と認め、案件（3）については、事務局案のとおり決定いたします。

続いて案件（4）平成 30 年度審査・判定等の報告及び認定審査会の簡素化について事務局から説明をお願いします。

事務局：平成 30 年度審査・判定等の報告及び認定審査会の簡素化について説明。

成島会長：ただ今の説明について、御意見、御質問がございましたら、挙手の上発言してください。

発言が無いようですので、進行を事務局にお返ししたいと思います。皆様のご協力により、無事に議事を終了することができました。ありがとうございます。

（8） 事務連絡

<事務局より、認定審査室の案内、審査会当日の入館方法等、新任委員への提出書類等について説明>

（9） 閉会

<岡野介護保険課長補佐より閉会を宣言>

※総会終了後、お盆の開催について該当する合議体の委員より 13 日と 15 日は開催、14 日は開催しない旨の報告を受ける。

平成 31 年度つくば市介護認定審査会総会次第

日時:平成 31 年(2019 年) 4 月 3 日(水)
午後 6 時 45 分～
場所:つくば市役所 2 階 会議室 201

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長挨拶
- 4 会長及び会長職務代理者の選出
- 5 会長挨拶
- 6 職員紹介
- 7 案件
 - (1) 合議体の編成(案)について
 - (2) 合議体長及び合議体長職務代理者の選出について
 - (3) 平成 31 年度介護認定審査会開催日程(案)について
 - (4) 平成 30 年度審査・判定等の報告及び認定審査会の簡素化について
 - (5) その他
- 8 事務連絡
- 9 閉会

案件(1) 合議体の編成（案）について

(2) 合議体長及び合議体長職務代理者の選出について

◎合議体長

○職務代理者

合議体	曜日	長・ 代理者	氏 名	分野	選出	所 属
A	月		吉田 次男			
			檜村 博正			
			田村 大輔			
			下村 哲志			
			檜谷 貴子			
B	火		成島 淨			
			池野 美恵子			
			大曾根 賢一			
			松崎 良範			
			飯田 千裕			
C	水		角 昌晃			
			山崎 勝也			
			小林 之直			
			岩本 美香			
			森田 英隆			
D	木		中川 晴夫			
			上野 秀一郎			
			加園 真樹			
			斯波 典子			
			金森 毅繁			
E	月		廣瀬 廣			
			菊池 博			
			石川 公久			
			伊藤 善朗			
			石川 俊明			
F	火		石川 智義			
			清水 颯			
			小林 英範			
			小林 路江			
			吉原 武史			
G	水		原田 繁			
			石川 昌英			
			大越 勝			
			高野 笑子			
			畠山 慶人			
H	木		飯田 章太郎			
			野堀 幸夫			
			富山 友司			
			佐藤 幸子			
			本田 孝之			

案件(3) 平成31年度介護認定審査会開催日程(案)について

前期(4月~9月)日程

4月							5月							
曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
日		1	2	3	4	5	6				1	2	3	4
合議体	/	/	/	総会	/	/	/				即位の日	休日	憲法記念日	みどりの日
日	7	8	9	10	11	12	13	5	6	7	8	9	10	11
合議体	/	A	B	C	D	/	/	こどもの日	振替休日	B	C	D	/	/
日	14	15	16	17	18	19	20	12	13	14	15	16	17	18
合議体	/	E	F	G	H	/	/	/	E	F	G	H	/	/
日	21	22	23	24	25	26	27	19	20	21	22	23	24	25
合議体	/	A	B	C	D	/	/	/	A	B	C	D	/	/
日	28	29	30					26	27	28	29	30	31	
合議体	/	昭和の日	休日					/	E	F	G	H	/	/

6月							7月							
曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
日							1		1	2	3	4	5	6
合議体	/	/	/	/	/	/	/	/	A	B	C	D	/	/
日	2	3	4	5	6	7	8	7	8	9	10	11	12	13
合議体	/	A	B	C	D	/	/	/	E	F	G	H	/	/
日	9	10	11	12	13	14	15	14	15	16	17	18	19	20
合議体	/	E	F	G	H	/	/	/	海の日	B	C	D	/	/
日	16	17	18	19	20	21	22	21	22	23	24	25	26	27
合議体	/	A	B	C	D	/	/	/	E	F	G	H	/	/
日	23	24	25	26	27	28	29	28	29	30	31			
合議体	/	E	F	G	H	/	/	/	A	B	C			
日	30													
合議体	/													

8月							9月							
曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
日					1	2	3	1	2	3	4	5	6	7
合議体	/	/	/	/	D	/	/	/	E	F	G	H	/	/
日	4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14
合議体	/	E	F	G	H	/	/	/	A	B	C	D	/	/
日	11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21
合議体	山の日	振替休日	B	C	D	/	/	/	敬老の日	F	G	H	/	/
日	18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28
合議体	/	E	F	G	H	/	/	/	秋分の日	B	C	D	/	/
日	25	26	27	28	29	30	31	29	30					
合議体	/	A	B	C	D	/	/	/	E					

開始時刻 18:45~
 開催場所 つくば市役所1階 介護認定審査会室

後期（10月～3月） 日程

10月							11月							
曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
日			1	2	3	4	5						1	2
合議体			F	G	H									
日	6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	7	8	9
合議体		A	B	C	D			文化の日	振替休日	B	C	D		
日	13	14	15	16	17	18	19	10	11	12	13	14	15	16
合議体		体育の日	F	G	H				E	F	G	H		
日	20	21	22	23	24	25	26	17	18	19	20	21	22	23
合議体		A	イザヤヤシ 正殿の 祭	C	D				A	B	C	D		23 勤労感謝の日
日	27	28	29	30	31			24	25	26	27	28	29	30
合議体		E	F	G	H				E	F	G	H		

12月							1月							
曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
日	1	2	3	4	5	6	7				1	2	3	4
合議体		A	B	C	D						元日			
日	8	9	10	11	12	13	14	5	6	7	8	9	10	11
合議体		E	F	G	H				A	B	C	D		
日	15	16	17	18	19	20	21	12	13	14	15	16	17	18
合議体		A	B	C	D				成人の日	F	G	H		
日	22	23	24	25	26	27	28	19	20	21	22	23	24	25
合議体		E	F	G	H				A	B	C	D		
日	29	30	31					26	27	28	29	30	31	
合議体									E	F	G	H		

2月							3月							
曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
日							1	1	2	3	4	5	6	7
合議体									A	B	C	D		
日	2	3	4	5	6	7	8	8	9	10	11	12	13	14
合議体		A	B	C	D				E	F	G	H		
日	9	10	11	12	13	14	15	15	16	17	18	19	20	21
合議体		E	建国記念の日	G	H				A	B	C	D	春分の日	
日	16	17	18	19	20	21	22	22	23	24	25	26	27	28
合議体		A	B	C	D				E	F	G	H		
日	23	24	25	26	27	28	29	29	30	31				
合議体	天皇誕生日	振替休日	F	G	H									

開始時刻 18：45～
開催場所 つくば市役所1階 介護認定審査会室

※介護認定審査会の委員は、つくば市介護保険規則により医療・保健・福祉に関する学識経験者40名が任命されています。審査会は各合議体（A～H）5名ずつで、介護保険の給付を受けるために認定申請した被保険者について、認定調査の資料と主治医意見書をもとに要介護度を判定します。なお、会議は平成21年厚生労働省局長通知（運営要綱）により、第三者に対し原則非公開となっています。

平成31年度介護認定審査会開催日程（案）について

前期（4月～9月）

* 開始時刻 18：45～

合議体 月	A 月曜日	B 火曜日	C 水曜日	D 木曜日	E 月曜日	F 火曜日	G 水曜日	H 木曜日	月別 合計
4月	4月8日	4月9日	4月10日	4月11日	4月15日	4月16日	4月17日	4月18日	12回
	4月22日	4月23日	4月24日	4月25日					
5月		5月7日	5月8日	5月9日	5月13日	5月14日	5月15日	5月16日	15
	5月20日	5月21日	5月22日	5月23日	5月27日	5月28日	5月29日	5月30日	
6月	6月3日	6月4日	6月5日	6月6日	6月10日	6月11日	6月12日	6月13日	16
	6月17日	6月18日	6月19日	6月20日	6月24日	6月25日	6月26日	6月27日	
7月	7月1日	7月2日	7月3日	7月4日	7月8日	7月9日	7月10日	7月11日	18
		7月16日	7月17日	7月18日	7月22日	7月23日	7月24日	7月25日	
	7月29日	7月30日	7月31日						
8月				8月1日	8月5日	8月6日	8月7日	8月8日	16
		8月13日	8月14日	8月15日	8月19日	8月20日	8月21日	8月22日	
	8月26日	8月27日	8月28日	8月29日					
9月					9月2日	9月3日	9月4日	9月5日	15
	9月9日	9月10日	9月11日	9月12日		9月17日	9月18日	9月19日	
		9月24日	9月25日	9月26日	9月30日				
合議体別 前期合計	9回	13回	13回	13回	11回	11回	11回	11回	92回

後期（10月～3月）

* 開始時刻 18：45～

合議体 月	A 月曜日	B 火曜日	C 水曜日	D 木曜日	E 月曜日	F 火曜日	G 水曜日	H 木曜日	月別 合計
10月						10月1日	10月2日	10月3日	17 回
	10月7日	10月8日	10月9日	10月10日		10月15日	10月16日	10月17日	
	10月21日		10月23日	10月24日	10月28日	10月29日	10月30日	10月31日	
11月		11月5日	11月6日	11月7日	11月11日	11月12日	11月13日	11月14日	15
	11月18日	11月19日	11月20日	11月21日	11月25日	11月26日	11月27日	11月28日	
12月	12月2日	12月3日	12月4日	12月5日	12月9日	12月10日	12月11日	12月12日	16
	12月16日	12月17日	12月18日	12月19日	12月23日	12月24日	12月25日	12月26日	
1月	1月6日	1月7日	1月8日	1月9日		1月14日	1月15日	1月16日	15
	1月20日	1月21日	1月22日	1月23日	1月27日	1月28日	1月29日	1月30日	
2月	2月3日	2月4日	2月5日	2月6日	2月10日		2月12日	2月13日	14
	2月17日	2月18日	2月19日	2月20日		2月25日	2月26日	2月27日	
3月	3月2日	3月3日	3月4日	3月5日	3月9日	3月10日	3月11日	3月12日	16
	3月16日	3月17日	3月18日	3月19日	3月23日	3月24日	3月25日	3月26日	
合議体別 後期合計	11 回	11 回	12 回	12 回	9 回	12 回	13 回	13 回	93 回
総合計	20	24	25	25	20	23	24	24	185

案件(4) 平成30年度審査・判定等の報告及び認定審査会の簡素化について

1 介護認定審査会開催回数及び審査判定件数

会計年度	期 間	開催回数	審査・判定件数	前年度比較
平成11年度	H11. 10. 21 ~ H12. 3. 31	52 ^回	1,670 ^件	- [%]
平成12年度	H12. 4. 1 ~ H13. 3. 31	98	2,579	154.4
平成13年度	H13. 4. 1 ~ H14. 3. 31	115	3,216	124.7
平成14年度	H14. 4. 1 ~ H15. 3. 31	117	3,783	117.6
平成15年度	H15. 4. 1 ~ H16. 3. 31	140	4,698	124.2
平成16年度	H16. 4. 1 ~ H17. 3. 31	160	5,349	113.9
平成17年度	H17. 4. 1 ~ H18. 3. 31	160	5,178	96.8
平成18年度	H18. 4. 1 ~ H19. 3. 31	159	5,433	104.9
平成19年度	H19. 4. 1 ~ H20. 3. 31	180	5,171	95.2
平成20年度	H20. 4. 1 ~ H21. 3. 31	175	5,223	101.0
平成21年度	H21. 4. 1 ~ H22. 3. 31	173	5,086	97.4
平成22年度	H22. 4. 1 ~ H23. 3. 31	175	5,916	116.3
平成23年度	H23. 4. 1 ~ H24. 3. 31	183	5,844	98.8
平成24年度	H24. 4. 1 ~ H25. 3. 31	183	5,476	93.7
平成25年度	H25. 4. 1 ~ H26. 3. 31	185	5,709	104.3
平成26年度	H26. 4. 1 ~ H27. 3. 31	188	5,904	103.4
平成27年度	H27. 4. 1 ~ H28. 3. 31	185	6,069	102.8
平成28年度	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31	192	6,204	102.2
平成29年度	H29. 4. 1 ~ H30. 3. 31	188	6,442	103.8
平成30年度	H30. 4. 1 ~ H31. 2. 28	173	5,404	-

※平成30年度の開催回数は平成31年2月末日現在

2 要介護認定者数の推移

(4月1日現在の要介護認定者数)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	前年度比較
	人	人	人	人	人	人	人	人	%
H26	427	654	1,346	1,321	1,034	862	664	6,308	-
H27	584	706	1,463	1,370	1,050	812	671	6,656	105.5
H28	685	769	1,556	1,367	1,045	854	667	6,943	104.3
H29	696	797	1,638	1,402	1,069	815	659	7,076	101.9
H30	635	835	1,648	1,517	1,105	896	642	7,278	102.9

3 平成30年4月改正後の状況

(1) 認定有効期間の延長について

平成30年4月から要介護更新認定の有効期間の上限について、24か月から36か月に延長されました。つくば市では、平成30年4月1日以降の更新認定申請を対象とし、平成30年6月以降に開催した審査会から有効期間の延長を実施しました。

有効期間延長（36か月）については、次のとおりです。

- ・審査会実施件数 5,404件のうち、更新申請数は3,098件
(平成30年6月～平成31年2月末 審査会実施分)
- ・有効期間36か月の認定は1,747件

(2) 認定審査会の簡素化について

平成30年6月から平成31年2月末までの審査実施件数4,376件のうち、簡素化可能とコンピュータにより判定された件数は、799件（実施件数の約18%）でした。

簡素化の実施については、合議体長会議等で協議していきたいと考えております。

平成29年度審査・判定等の報告（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

1 要介護認定実施状況

		申請受付件数	認定調査 実施件数	審査会 実施件数	結果通知 実施件数
実施 件数	新規	2,078	1,812	1,808	1,933
	内数（支⇔介）	263	246	256	256
	区分変更	515	465	467	466
	更新	4,104	4,073	4,167	4,163
	合計	6,697	6,350	6,442	6,562

2 認定結果通知件数内訳

非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
14	726	964	1,370	1,234	893	770	591	6,562

審査における一次判定と二次判定の比較

		件数
上 昇	3段階以上上昇	7
	2段階上昇	28
	1段階上昇	365
変更なし		6,034
下 降	1段階下降	1
	2段階下降	2
	3段階下降	0
合計		6,437

平成30年度審査・判定等の報告（平成30年4月1日から平成31年2月末日まで）

1 要介護認定実施状況

		申請受付件数	認定調査 実施件数	審査会 実施件数	結果通知 実施件数
		件	件	件	件
実施 件数	新規	1,987	1,830	1,823	1,898
	内数（支⇔介）	279	275	278	275
	区分変更	526	507	483	479
	更新	3,186	3,123	3,098	3,083
合計		5,699	5,460	5,404	5,460

2 認定結果通知件数内訳

非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
件	件	件	件	件	件	件	件	件
21	471	530	1,223	1,117	786	765	547	5,460

審査における一次判定と二次判定の比較

		件数
上 昇	3段階以上上昇	0
	2段階上昇	24
	1段階上昇	337
変更なし		5,036
下 降	1段階下降	5
	2段階下降	0
	3段階下降	0
合計		5,402

平成29年度 第2号被保険者の特定疾病別人数・割合 (H29. 4. 1からH30. 3. 31まで)

	特定疾病名	人数	割合
1	脳血管疾患	117	48.8
2	糖尿病性神経障害, 糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症	28	11.7
3	初老期における認知症	15	6.3
4	末期がん	12	5.0
5	関節リウマチ	11	4.6
6	脊髄小脳変性症	11	4.6
7	脊柱管狭窄症	11	4.6
8	進行性核上性麻痺, 大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病	9	3.8
9	両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症	7	2.9
10	後縦靭帯骨化症	5	2.1
11	骨折を伴う骨粗しょう症	5	2.1
12	慢性閉塞性肺疾患	3	1.3
13	筋萎縮性側索硬化症	3	1.3
14	多系統萎縮症	2	0.8
15	早老症	1	0.4
16	閉塞性動脈硬化症	0	0.0
	合計	240	100.0

平成30年度 第2号被保険者の特定疾病別人数・割合 (H30. 4. 1からH31. 2. 28まで)

	特定疾病名	人数	割合
1	脳血管疾患	132	52.2
2	糖尿病性神経障害, 糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症	23	9.1
3	初老期における認知症	15	5.9
4	末期がん	14	5.5
5	脊柱管狭窄症	13	5.1
6	関節リウマチ	11	4.3
7	進行性核上性麻痺, 大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病	10	4.0
8	脊髄小脳変性症	8	3.2
9	両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症	6	2.4
10	後縦靭帯骨化症	5	2.0
11	骨折を伴う骨粗しょう症	5	2.0
12	多系統萎縮症	4	1.6
13	筋萎縮性側索硬化症	3	1.2
14	慢性閉塞性肺疾患	3	1.2
15	早老症	1	0.4
16	閉塞性動脈硬化症	0	0.0
	合計	253	100.0

平成31年度(2019年度)つくば市介護認定審査会合議体

合議体	開催曜日	氏 名	合議体	開催曜日	氏 名
A	月	吉田次男	E	月	廣瀬 廣
		櫻村 博正			菊池 博
		田村 大輔			石川 公久
		下村 哲志			伊藤 善朗
		檜谷 貴子			石川 俊明
B	火	成島 淨	F	火	石川智義
		池野 美恵子			清水 顕
		大曾根 賢一			小林 英範
		松崎 良範			小林 路江
		飯田 千裕			吉原 武史
C	水	角 昌晃	G	水	原田 繁
		山崎 勝也			石川昌英
		小林 之直			大越 勝
		岩本 美香			高野 笑子
		森田 英隆			畠山 慶人
D	木	中川晴夫	H	木	飯田 章太郎
		上野 秀一郎			野堀 幸夫
		加園 真樹			富山 友司
		斯波 典子			佐藤 幸子
		金森 毅繁			本田 孝之

会 議 録

会議の名称		つくば市介護認定審査会（4月分）		
開催日時		開催日は別紙のとおり 開会 18：45～		
開催場所		つくば市役所 1階介護認定審査会室		
事務局（担当課）		保健福祉部介護保険課		
出席者	委員	別紙のとおり（つくば市介護認定審査会合議体）		
	その他	なし		
	事務局	別紙のとおり（介護認定審査会職員当番表）介護保険課、地域包括支援課、高齢福祉課の係長以下の職員2名が輪番で出席する。		
公開・非公開の別		<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	
非公開の場合はその理由		つくば市情報公開条例第5条第1号（個人に関する情報）に該当する情報を取り扱うため		
議題		要介護認定申請の審査・認定に関すること		
会議録署名人		合議体長及び委員2名	確定年月日	平成 年 月 日
会議次第	<p>(1) 審査</p> <p>(2) 要介護区分の判定</p>			
<p><審議内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護認定申請に基づき、要介護認定に係る審査を行い判定する。 ・ 平成31年(2019年)4月要介護認定件数：436件 ・ 介護認定審査会は、毎週月曜日から木曜日の週4日開催 ・ 平成31年(2019年)4月開催日数：12日 				

会 議 録

会議の名称		つくば市介護認定審査会（5月分）		
開催日時		開催日は別紙のとおり 開会 18：45～		
開催場所		つくば市役所 1階介護認定審査会室		
事務局（担当課）		保健福祉部介護保険課		
出席者	委員	別紙のとおり（つくば市介護認定審査会合議体）		
	その他	なし		
	事務局	別紙のとおり（介護認定審査会職員当番表）介護保険課、地域包括支援課、高齢福祉課の係長以下の職員2名が輪番で出席する。		
公開・非公開の別		<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	
非公開の場合はその理由		つくば市情報公開条例第5条第1号（個人に関する情報）に該当する情報を取り扱うため		
議題		要介護認定申請の審査・認定に関すること		
会議録署名人		合議体長及び委員2名	確定年月日	令和 年 月 日
会議次第	<p>（1）審査</p> <p>（2）要介護区分の判定</p>			
<p><審議内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護認定申請に基づき、要介護認定に係る審査を行い判定する。 ・ 令和元年(2019年)5月要介護認定件数：563件 ・ 介護認定審査会は、毎週月曜日から木曜日の週4日開催 ・ 令和元年(2019年)5月開催日数：15日 				

会 議 録

会議の名称		つくば市介護認定審査会（6月分）		
開催日時		開催日は別紙のとおり 開会 18：45～		
開催場所		つくば市役所 1階介護認定審査会室		
事務局（担当課）		保健福祉部介護保険課		
出席者	委員	別紙のとおり（つくば市介護認定審査会合議体）		
	その他	なし		
	事務局	別紙のとおり（介護認定審査会職員当番表）介護保険課、地域包括支援課、高齢福祉課の係長以下の職員2名が輪番で出席する。		
公開・非公開の別		<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	
非公開の場合はその理由		つくば市情報公開条例第5条第1号（個人に関する情報）に該当する情報を取り扱うため		
議題		要介護認定申請の審査・認定に関すること		
会議録署名人		合議体長及び委員2名	確定年月日	令和 年 月 日
会議次第	(1) 審査 (2) 要介護区分の判定			
<審議内容> ・ 要介護認定申請に基づき、要介護認定に係る審査を行い判定する。 ・ 令和元年(2019年)6月要介護認定件数：592件 ・ 介護認定審査会は、毎週月曜日から木曜日の週4日開催 ・ 令和元年(2019年)6月開催日数：16日				

会 議 録

会議の名称		つくば市介護認定審査会（7月分）		
開催日時		開催日は別紙のとおり 開会 18：45～		
開催場所		つくば市役所 1階介護認定審査会室		
事務局（担当課）		保健福祉部介護保険課		
出席者	委員	別紙のとおり（つくば市介護認定審査会合議体）		
	その他	なし		
	事務局	別紙のとおり（介護認定審査会職員当番表）介護保険課、地域包括支援課、高齢福祉課の係長以下の職員2名が輪番で出席する。		
公開・非公開の別		<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	
非公開の場合はその理由		つくば市情報公開条例第5条第1号（個人に関する情報）に該当する情報を取り扱うため		
議題		要介護認定申請の審査・認定に関すること		
会議録署名人	合議体長及び委員2名	確定年月日	令和	年 月 日
会議次第	（1）審査 （2）要介護区分の判定			
<審議内容> ・ 要介護認定申請に基づき、要介護認定に係る審査を行い判定する。 ・ 令和元年(2019年)7月要介護認定件数：639件 ・ 介護認定審査会は、毎週月曜日から木曜日の週4日開催 ・ 令和元年(2019年)7月開催日数：18日				

会 議 録

会議の名称		つくば市介護認定審査会合議体長会議		
開催日時		令和元年8月9日 開会 18:45～20:00		
開催場所		つくば市役所1階介護認定審査会室		
事務局（担当課）		保健福祉部介護保険課		
出席者	委員	成島 淨、吉田 次男、角 昌晃、中川 晴夫 石川 公久、石川 智義、飯田 章太郎		
	その他	なし		
	事務局	水野保健福祉部長 水品介護保険課長 岡野介護保険課長補佐 矢口係長 平林保健師 吉沢保健師		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0人
非公開の場合はその理由				
議題		認定審査会の簡素化について		
会議録署名人			確定年月日	令和 年 月 日
会議次第	(1) 開会 (2) 保健福祉部長挨拶 (3) 介護認定審査会長挨拶 (4) 案件 <ul style="list-style-type: none"> ・認定審査会の簡素化について ・その他 (5) 閉会			
< 案件内容 > ・認定審査会の簡素化について 事務局：資料及び認定審査会の簡素化について説明、				

会 長：事務局より説明がありましたが、何か意見等ございますか。

委 員：簡素化の認定期間は 36 か月とのことだが、前回の認定期間が 12 か月でも 36 か月とするのか。

事務局：他市町村の例では、認定期間は 24 か月で審査会の判断で変更ありとなっています。

委 員：例えば 36 か月では長すぎるので、審査会で 24 か月と変更するのはいいのか。

事務局：はい、原則としては 36 か月としますが、変更は可能です。

委 員：今、審査件数は 35 件くらいですよ、簡素化可能はどのくらいになりますか。

事務局：申請の時期にもよりますが、5 件から 10 数件になるかと思われそうです。平均すると全体の約 2 割が簡素化可能となりますので、30 件前後を通常審査し、あとは簡素化となると思います。

会 長：簡素化対象者については、資料のどの部分に入るのか、先になるのか後になるのか、間に入るわけではないですよ。

事務局：資料につきましては、通常に審査をしていただくものが先にあり、簡素化対象者は最後にまとめるようにします。

委 員：資料が同じように送られるということは、それに目を通すということですね。

事務局：送付することが論点となりますので、送付しないということも考えられます。簡素化基準の例により送付しないで、コンピュータの判定結果をもとに判定することになります。

委 員：送付していただいたほうがいいと思います。

会 長：ある程度実施してから、送付の必要があるかないかの判断をすればいいのでは、当面は送付していただければと思います。

委 員：簡素化については、通常の審査の先に行うのか後に行うのか。

事務局：決めてはおりませんので、合議体により決定していただければと思います。

委 員：確認ですが、追加分が簡素化対象であったときには、簡素化として処理するのか。

事務局：簡素化の対象であれば簡素化として同意を得るようになります、追加するものにつきましては、癌末期や申請から時間がたっているものなど、簡素化の対象とならないものがほとんどになりますが、簡素化が可能なものであれば、簡素化となります。

委 員：実施することは決定しているのですよね、非常にいいことだとは思いますが。

事務局：実施することは決定となります。

会 長：つくば市の簡素化の実施について、国で示している要件での実施で、よろしいか、皆さんに確認したいと思います。

事務局：実施方法としては資料の送付をしていない自治体はありますし、要件

につきまして、市の独自要件を設けるかということになります。

会 長：独自案をつけるなどはありますか、期間的には36か月でよろしいですか。

委 員：簡素化対象者は状態が変わらないということでしょうから36か月でいいのではないですか。

会 長：例えば介護度によって対象を外すとかはいかがでしょうか。

委 員：区分変更についても簡素化になる可能性はありますか。

事務局：簡素化の対象になるのは、更新申請のみですので区分変更につきましては通常の審査を行っていただきます。

委 員：1号と2号とありますが、それは全部入ってきますか。

事務局：簡素化対象なるのは1号だけとなります。

会 長：今後2号を入れる予定は。

事務局：ありません。

委 員：資料ですが、先ほどの説明ですと要介護1が479件、そのうちの簡素化できるのが16件とのことですが。

事務局：4月から7月に2次判定で要介護1の判定が出たのが479件、そのうち簡素化可能となるのが16件となります。

委 員：1次判定で要介護1が出た人が479件ではないのですね。

事務局：そうです、2次判定の結果となります。

委 員：これですと要介護1が4、5%しかないですけど、大体要介護1の人は1次判定の結果もそれくらいの割合になるのか。不安定というのが2とか3ではないが。

事務局：そうです、要介護1で不安定ですと、簡素化対象者ではなくなります。

委 員：認知機能の低下があるというのが、もう一つの前提になる。
ロジック判定の安定というのは怪しくはありませんか、この人が安定なのかというのがある、主治医が認知機能をつけていても、ついてなかったりする。

会 長：感覚的には病状が重いと不安定になっている。医療的には病状は安定しているとみる

委 員：簡素化対象でも資料を確認して、これは違うのではないかというのがあったときに、これは簡素化から外してほしいと委員からあったときは、柔軟に対応してよろしいか。

事務局：はい

会 長：審査会でこれは審査対象にしましょうとなったときは、審査対象としていいのでしょうか。

事務局：そのために、資料を配布します。

委 員：皆さんよく資料をみてきますので、安定性については、疑問がつく場合がありますので。

事務局：コンピュータの判定結果で特異例を排除することになっている、その上での安定か不安定となるため、詳しく調べないと分からなく、なぜだ

ろうとなります、そこに統計上の処理も入るため、前回との相違が出てくる。

委員：よく分かっていますが、資料をみて判断する余地を残していただきたい。

事務局：はい

会長：実施している市町村もありますが、30年4月に同時に開始したわけではないですね

事務局：そうです、実施時期は各々です。

会長：独自要件を設けていない市町村がほとんどですね、水戸や日立・土浦はまだ実施していませんね。つくば市がもし実施するとしますといつからになりますか。

事務局：10月の審査会からと予定はしていますが、9月でも実施はできますが、どういたしましょうか。

会長：9月からで準備は間に合うのか。

事務局：はい大丈夫です。

会長：各合議体長から委員には話しますので、実施要件など説明できるものを作成してください。対象が国で示した要件、認定期間は36か月、実施は9月開催の審査会から。よろしいでしょうか。

委員：簡素化可能となった中で、審査会において変更となったのがあるのか。

事務局：4月から7月までしか確認していませんが、変更となったものはありませんでした。

会長：認定審査会の簡素化についてはよろしいでしょうか。それでは、次のその他、何かありますか。

委員：主治医意見書から認定の変更することは少なく、大きく係わるのは調査で、この中でキーポイントとなるのは、認知機能の中で短期記憶です。意見書では短期記憶がおかしいと指摘しているが、調査ではできるとなっているケースがあります。お配りした資料ですが調査でできるとなっていたものを、できないと変更したものです。短期記憶の定義が曖昧で数秒から数週間維持できる記憶となっている、何をしても前の記憶があれば短期記憶ができると判断していいとなっていて、本来はペンや時計を見せそれを隠し何があったのかを確認するのが正確な方法ですけど、例えば昨日ご飯を食べたか聞き、食べたと答えるなど、短期記憶とはなかなかできないのかというのがありまして、どうすればいいのか考えまして、講習会とかあったときに短期記憶とはこういうものだと、ある程度は教育する必要があるのでは、そうしないと認知機能の短期記憶のところが変わってきてしまう、認知症の安定性ですね、それも変わってしまうということがあるため、それを定義したいと思い資料を持ってきました。前回の調査で短期記憶ができないとなっているのに今回はできるとなっている、それはなかなか無いことだろうと思ひまして、皆様に短期記憶が曖昧なので、精査すべきことが必要だと、ここで提案させてい

たきます。

会 長：認定調査員が認定調査を行う手順が記載されていますけど、短期記憶の中でも直前記憶ですね、一度覚えたものを妨害行為した後に思い出せるかを確認するものです。

委 員：こちらを見ていただくと、面接前に何をしていたか答えることができたところがあるが、これが本当に短期記憶なのだろうかと思ひまして、やはり直前記憶があるかないかを判定するほうが良くて、調査員の統一性が必要。

会 長：認定調査員に講習は定期的にやっていますよね。こういうことはきちんとやるようにと。

事務局：はい、国で毎年研修会はあります、こちらはQ&Aでこの点をチェックしましょうということで出されているものです、調査で実際に行っていることが特記事項に記載がなく、審査会に十分情報が伝わっていない状況かと考えられます。

会 長：資料5でこれだけ時間が違うのは、短期記憶の影響なのか、それとも生活機能の影響なのでしょうかね。

委 員：生活機能を見ていただくと、前回見守り等が10と11についています、これができないわけですが、これが最初の資料ではできるようになっているんですよ、それで前回の調査と同様に見守りに変更した。前回の調査内容が分かってない状況で調査を行っているため、こういうことになると思いますが、前回できないことができるようにはならないかと思ひます。

委 員：認定調査員により調査にばらつきが出るということですよ。

委 員：短い時間での調査、本人ではなく周りの人に聞き調査をするなどになると思われます、本当のことを知りたいわけですから、誰が調査を行っても同じ結果になるのが本来のあるべき姿だと。

会 長：認定調査員の指導の中で、ある程度解決していかなければならないわけですね。

委 員：実際の例を示しながら、気を付けましょうと一つ一つやっていくことが必要かと思ひます。

会 長：市にお願いするしかありませんが、こういう意見が出ております。前回できなかったものが今回はできる、リハビリで良くなることもありますが、なぜ良くなったのか、前回が間違っていたのか、今回は違うのか判断は難しいですね、実際に観てはいないので、認定調査員を信用するしかないですよ、ただ認定調査員による幅があつてはまずいですね。

会 長：ほかに何かございますか。

事務局：審査会の資料を、今は郵送でお渡ししていますが、他の自治体などでは電子データの送付、電子上で見るなどのパターンがありますが、どういふお考えか聞かせていただきたい。

委 員：電子化にするのはやめていただきたい。

事務局：はい、分かりました。

会 長：以前は審査会の際に、次回の資料が置いてありましたよね、それは今では大変ですか。

事務局：調査の委託の件数が増え、市に調査票が戻る時間もかかり難しいです。

委 員：電子化については、予算的なこともありますか。通信費やコピー料などが高くなってしまったりはありますか。

事務局：予算につきまして、郵送料等毎年確保してありますので、その観点では気になさなくて結構です。

会 長：とりあえず今は現状のままをお願いします。ほかに何かありますか、なければ進行を事務局に戻します。

令和元年度(2019年度)つくば市介護認定審査会合議体長会議次第

日時：令和元年8月9日(金)
午後6時45分～

場所：つくば市役所1F認定審査会室

1 開 会

2 保健福祉部長挨拶

3 介護認定審査会長挨拶

4 案 件

(1) 認定審査会の簡素化について

(2) その他

5 閉 会

要介護認定に係る認定審査会の簡素化について

簡素化対象要件

平成30年4月1日以降の申請分であって、以下の6要件のすべてに合致する者について、認定審査会の簡素化を可能とする。

- 【条件①】 第1号被保険者である
- 【条件②】 更新申請である
- 【条件③】 コンピュータ判定結果の要介護度が、前回認定結果の要介護度と一致している
- 【条件④】 前回認定の有効期間が12か月以上である
- 【条件⑤】 コンピュータ判定結果が要介護1または要支援2の者の場合は、今回の状態安定性判定ロジックで「安定」と判定されている
- 【条件⑥】 コンピュータ判定結果の要介護認定等基準時間が「一段階重い要介護度に達するまで3分以内（重度化キワ3分以内）」ではない

55

要介護認定に係る認定審査会の簡素化について

簡素化についての考え方

○簡素化の具体的な方法については、保険者において決定するが、少なくとも審査会の開催自体は実施することが適当。

○①～⑥の条件に合致する者であっても、各保険者の判断により審査会を簡素化せずに実施することは妨げられない。
また、保険者により①～⑥に加えて新たな要件を設けることも差し支えない。

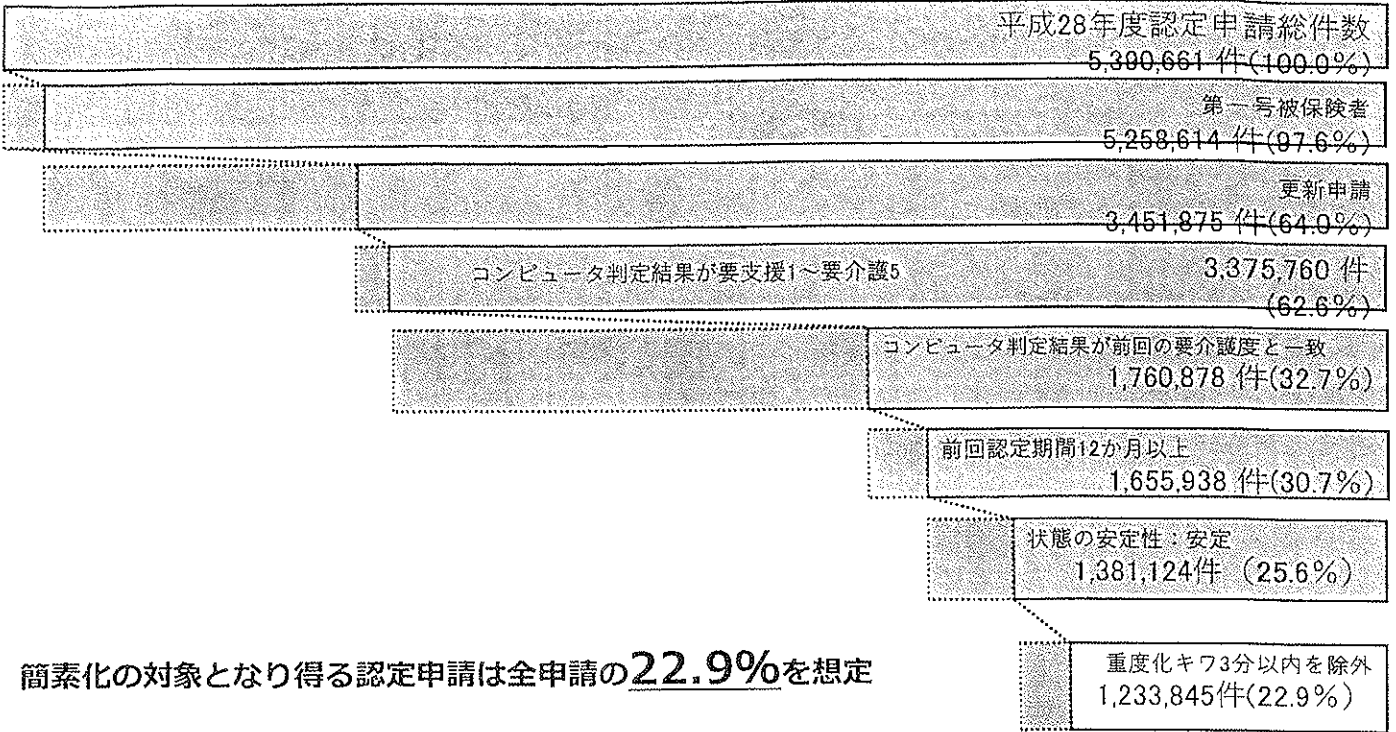
（例：コンピュータ判定結果が要支援2/要介護1の者については、状態の安定性に関わらず簡素化しないこととする 等）

○認定審査会を簡素化して実施した場合も、介護保険法

第27条第4項等に定める審査会への審査判定の求め及び同条第5項に定める審査会による審査判定を実施した扱いとなる。

簡素化対象となる認定申請件数

簡素化対象となるケースの全体の申請件数に占める割合は以下の通り。

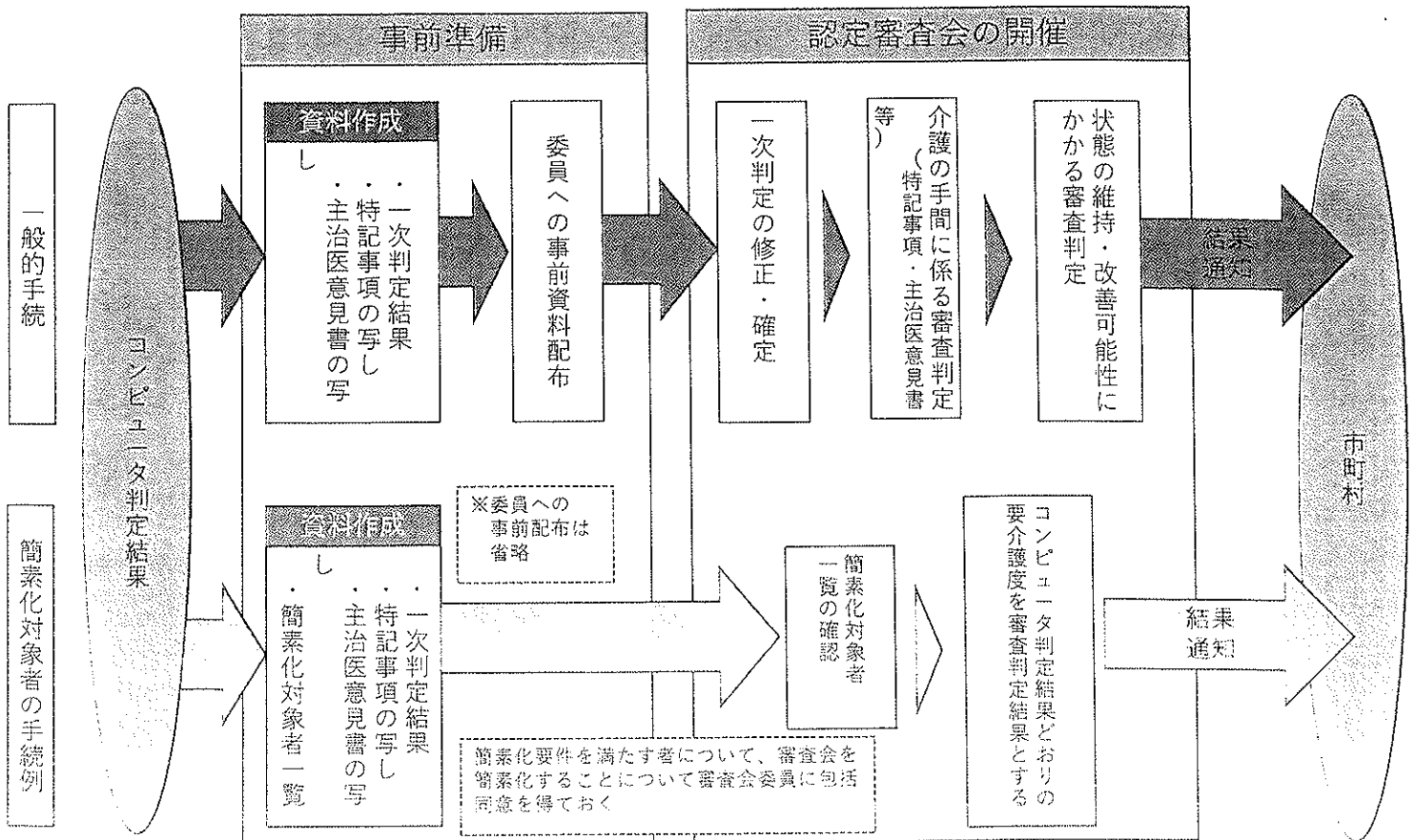


簡素化の対象となり得る認定申請は全申請の22.9%を想定

要件該当者の「コンピュータ判定→二次判定」の要介護度一致率は97.1%

57

認定審査会簡素化の例



58

※上記は簡素化方式の一例であり、法令上の基本原則を踏まえつつ、各自治体において簡素化方法を決定して差し支えない。

市町村名等	Ⅱ 介護認定審査会の簡素化			
	実施状況	実施時期	実施方法	独自要件
01水戸市	4. 検討中			3. 検討中
02日立市	3. 実施しない			2. 設けていない
03土浦市	4. 検討中			3. 検討中
04古河市	1. すでに実施している	平成30年4月の更新申請分から	国の通知に基づき運用している。	2. 設けていない
05石岡市	3. 実施しない			2. 設けていない
06結城市	1. すでに実施している			2. 設けていない
07龍ヶ崎市	4. 検討中			
08下妻市	1. すでに実施している	H30.4~		2. 設けていない
09常総市	4. 検討中			
10常陸太田市	4. 検討中			2. 設けていない
11高萩市	3. 実施しない			
12北茨城市	1. すでに実施している	平成30年10月		2. 設けていない
13笠間市	1. すでに実施している	H30.6月より実施	審査会委員には簡素化対象者と通常審査対象者がわかるよう事前に資料を送付。 審査会では、最初に簡素化対象者の判定を行う。事務局より簡素化対象者の説明を行い、1次判定を確定してよいか確認をする。審査委員の同意後、1次判定結果を審査判定結果として確定している。ただし、OMR・特記事項・主治医意見書に差異があり1次判定の修正の意見があった場合には、即座に1次判定の修正を行い、修正の結果、簡素化対象者ではなくなった場合には、通常審査判定を行う。	2. 設けていない
14取手市	3. 実施しない			
15牛久市	3. 実施しない			2. 設けていない
16つくば市	4. 検討中			3. 検討中
17ひたちなか市	1. すでに実施している	H31.2月より実施		1. 設けている コンピュータ判定結果が要支援2/要介護1の者については、状態の安定性に関わらず簡素化しないこととする
18鹿嶋市	3. 実施しない			2. 設けていない
19潮来市	1. すでに実施している	鹿行広域事務組合		2. 設けていない 鹿行広域事務組合
20守谷市	4. 検討中			3. 検討中
21常陸大宮市	3. 実施しない			2. 設けていない
22那珂市	4. 検討中			3. 検討中
23筑西市	1. すでに実施している	H30年8月	国が示した要件通り	2. 設けていない
24坂東市	1. すでに実施している	平成31年4月1日より実施		2. 設けていない
25福敷市	1. すでに実施している	平成30年8月~	認定審査会資料を事前に委員に送り、審査会開催時に委員から協議を要する意見がなければ、簡素化している。簡素化の確認は対象者毎に行っている。簡素化対象者のみの一覧は作っていない。	2. 設けていない
26かずみがうら市	3. 実施しない			
27桜川市	1. すでに実施している	平成30年度	審査会委員には事前に簡素化対象者の資料と名簿を配布。通常の審査対象者の判定後に、簡素化対象者について要介護度と認定期間について一括で確認を行う方法を実施している。	1. 設けている 要介護2・4・5を簡素化対象とし、要支援1・2、要介護1・3については通常の審査会で審査。但し、要介護3については特別養護老人ホーム入所中の場合は簡素化対象としている。
28神栖市	3. 実施しない			2. 設けていない
29行方市	1. すでに実施している	鹿行広域事務組合		2. 設けていない 鹿行広域事務組合
30鉾田市	1. すでに実施している	鹿行広域事務組合		2. 設けていない 鹿行広域事務組合
31つくばみらい市	4. 検討中			
32小美玉市	4. 検討中			
33茨城町	3. 実施しない			
34大洗町	3. 実施しない			2. 設けていない
35城里町	1. すでに実施している	平成30年6月から	通常審査会と同日に開催。事前に簡素化対象者リストを出し、審査会当日に確認し認定。	1. 設けている 認定有効期間は36ヶ月とする。
36東海村	4. 検討中	未定		2. 設けていない
37大子町	1. すでに実施している	平成30年9月		2. 設けていない
38美浦村	1. すでに実施している	H30年5月審査より		2. 設けていない
39阿見町	4. 検討中			3. 検討中
40河内町	1. すでに実施している	平成30年6月申請分から適用	簡素化対象について、審査員全員の了解が得られた場合のみ、簡素化実施。	2. 設けていない
41八千代町	1. すでに実施している	H30年4月以降の審査会開催分より		1. 設けている 簡素化対象者の認定機関は24ヶ月(審査会の判断で変更あり)
42五霞町	2. 今後実施予定	今年度秋ごろを予定		2. 設けていない
43境町	2. 今後実施予定	R1年度の秋頃を予定		2. 設けていない
44利根町	3. 実施しない			2. 設けていない
45鹿行広域事務組合	1. すでに実施している	平成30年8月~	通常審査と同様に簡素化案件も事前に資料を送付し、委員に内容を確認してもらう。審査会当日は、簡素化することに包括的同意が得られたものについては簡素化。得られなかったものについては通常審査として意見をうかがい判定を行う。	2. 設けていない

1. すでに実施 18市町村
2. 今後実施予定 2市町村
3. 実施しない 12市町村
4. 検討中 12市町村

1. 設けている 3市町村
2. 設けていない 23市町村
3. 検討中 9市町村

簡素化可能件数及び割合

	審査会開催数	審査件数	更新申請件数	簡素化可能件数	全体の申請件数の内簡素化可能割合	更新申請に対する簡素化可能割合
4月	12回	433件	284件	86件	20%	30%
5月	15回	553件	326件	123件	22%	38%
6月	16回	595件	393件	123件	21%	31%
合計	43回	1,581件	1,003件	332件	21%	33%

4月～6月に実施した審査会について、簡素化可能と判断された件数は332件あり、更新申請の33%、全体の21%でした。

介護度別簡素化可能件数

(4月～7月分)

審査件数	更新申請数	簡素化可能件数							
		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
2,230 回	1,391 回	50 件	83 件	16 件	107 件	59 件	69 件	75 件	459 件

つくば市介護認定審査会における審査の簡素化について（案）

1 対象（国が示す要件）

以下の6要件のすべてに合致する認定申請

- ①第1号被保険者
- ②更新申請
- ③コンピュータ判定結果の要介護度が、前回認定結果の要介護度と同一である
- ④前回認定の有効期間が12か月以上である。
- ⑤コンピュータ判定結果が要介護1または要支援2の者の場合は、今回の状態安定性判定ロジックで「安定」と判定された
- ⑥コンピュータ判定結果の要介護認定等基準時間が「一段階重い要介護度に達するまで3分以内（重度化キワ3分以内）」ではない

2 実施方法

国が示している簡素化対象要件のとおり実施し、審査会委員に事前に簡素化対象者の資料とリストを送付し確認してもらう。

簡素化対象者については、審査会当日に一括して包括同意を得る。

同意が得られなかったものについては、通常審査として意見を伺い判定を行う。

3 開始予定日

合議体ごとに委員に説明し、合意の上で速やかに適用する。

令和元年10月1日以降の審査会から実施予定

4 参考

国の簡素化についての考え方

①～⑥の条件に合致する者であっても、各保険者の判断により審査会を簡素化せずに実施することは妨げられない。

また、保険者により新たな要件をもうける事も差し支えない

(例1) コンピュータ判定結果が要支援2・要介護1のものについては、状態の安定性に関わらず簡素化しないこととする

(例2) 今回の一次判定が要介護4・5

・認定審査会を簡素化して実施した場合も、介護保険法第27条第4項に定める審査会による審査判定の求め及び同条第5項に定める審査会による審査判定を実施した扱いとなる。

5 その他

審査の簡素化を実施する中で、課題等に適切に対応するため、当面の間、各委員からの意見を聴取しながら、必要に応じて見直しを図る。

会 議 録

会議の名称		つくば市介護認定審査会（8月分）		
開催日時		開催日は別紙のとおり 開会 18：45～		
開催場所		つくば市役所 1階介護認定審査会室		
事務局（担当課）		保健福祉部介護保険課		
出席者	委員	別紙のとおり（つくば市介護認定審査会合議体）		
	その他	なし		
	事務局	別紙のとおり（介護認定審査会職員当番表）介護保険課、地域包括支援課、高齢福祉課の係長以下の職員2名が輪番で出席する。		
公開・非公開の別		<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	
非公開の場合はその理由		つくば市情報公開条例第5条第1号（個人に関する情報）に該当する情報を取り扱うため		
議題		要介護認定申請の審査・認定に関すること		
会議録署名人		合議体長及び委員2名	確定年月日	令和 年 月 日
会議次第	（1）審査 （2）要介護区分の判定			
<審議内容> ・ 要介護認定申請に基づき、要介護認定に係る審査を行い判定する。 ・ 令和元年(2019年)8月要介護認定件数：515件 ・ 介護認定審査会は、毎週月曜日から木曜日の週4日開催 ・ 令和元年(2019年)8月開催日数：15日				

会 議 録

会議の名称		つくば市介護認定審査会（9月分）		
開催日時		開催日は別紙のとおり 開会 18：45～		
開催場所		つくば市役所 1階介護認定審査会室		
事務局（担当課）		保健福祉部介護保険課		
出席者	委員	別紙のとおり（つくば市介護認定審査会合議体）		
	その他	なし		
	事務局	別紙のとおり（介護認定審査会職員当番表）介護保険課、地域包括支援課、高齢福祉課の係長以下の職員2名が輪番で出席する。		
公開・非公開の別		<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	
非公開の場合はその理由		つくば市情報公開条例第5条第1号（個人に関する情報）に該当する情報を取り扱うため		
議題		要介護認定申請の審査・認定に関すること		
会議録署名人		合議体長及び委員2名	確定年月日	令和 年 月 日
会議次第	（1）審査 （2）要介護区分の判定			
<審議内容> ・要介護認定申請に基づき、要介護認定に係る審査を行い判定する。 ・令和元年(2019年)9月要介護認定件数：500件 ・介護認定審査会は、毎週月曜日から木曜日の週4日開催 ・令和元年(2019年)9月開催日数：15日				

会 議 録

会議の名称		つくば市介護認定審査会（10月分）		
開催日時		開催日は別紙のとおり 開会 18：45～		
開催場所		つくば市役所 1階介護認定審査会室		
事務局（担当課）		保健福祉部介護保険課		
出席者	委員	別紙のとおり（つくば市介護認定審査会合議体）		
	その他	なし		
	事務局	別紙のとおり（介護認定審査会職員当番表）介護保険課、地域包括支援課、高齢福祉課の係長以下の職員2名が輪番で出席する。		
公開・非公開の別		<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	
非公開の場合はその理由		つくば市情報公開条例第5条第1号（個人に関する情報）に該当する情報を取り扱うため		
議題		要介護認定申請の審査・認定に関すること		
会議録署名人	合議体長及び委員2名	確定年月日	令和	年 月 日
会議次第	(1) 審査 (2) 要介護区分の判定			
<審議内容> ・ 要介護認定申請に基づき、要介護認定に係る審査を行い判定する。 ・ 令和元年(2019年)10月要介護認定件数：602件 ・ 介護認定審査会は、毎週月曜日から木曜日の週4日開催 ・ 令和元年(2019年)10月開催日数：17日				

会 議 録

会議の名称		つくば市介護認定審査会（11月分）		
開催日時		開催日は別紙のとおり 開会 18：45～		
開催場所		つくば市役所 1階介護認定審査会室		
事務局（担当課）		保健福祉部介護保険課		
出席者	委員	別紙のとおり（つくば市介護認定審査会合議体）		
	その他	なし		
	事務局	別紙のとおり（介護認定審査会職員当番表）介護保険課、地域包括支援課、高齢福祉課の係長以下の職員2名が輪番で出席する。		
公開・非公開の別		<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	
非公開の場合はその理由		つくば市情報公開条例第5条第1号（個人に関する情報）に該当する情報を取り扱うため		
議題		要介護認定申請の審査・認定に関すること		
会議録署名人	合議体長及び委員2名	確定年月日	令和	年 月 日
会議次第	（1）審査 （2）要介護区分の判定			
<審議内容> ・ 要介護認定申請に基づき、要介護認定に係る審査を行い判定する。 ・ 令和元年(2019年)11月要介護認定件数：525件 ・ 介護認定審査会は、毎週月曜日から木曜日の週4日開催 ・ 令和元年(2019年)11月開催日数：15日				

会 議 録

会議の名称		つくば市介護認定審査会（12月分）		
開催日時		開催日は別紙のとおり 開会 18：45～		
開催場所		つくば市役所 1階介護認定審査会室		
事務局（担当課）		保健福祉部介護保険課		
出席者	委員	別紙のとおり（つくば市介護認定審査会合議体）		
	その他	なし		
	事務局	別紙のとおり（介護認定審査会職員当番表）介護保険課、地域包括支援課、高齢福祉課の係長以下の職員2名が輪番で出席する。		
公開・非公開の別		<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	
非公開の場合はその理由		つくば市情報公開条例第5条第1号（個人に関する情報）に該当する情報を取り扱うため		
議題		要介護認定申請の審査・認定に関すること		
会議録署名人	合議体長及び委員2名	確定年月日	令和	年 月 日
会議次第	(1) 審査 (2) 要介護区分の判定			
<審議内容> ・ 要介護認定申請に基づき、要介護認定に係る審査を行い判定する。 ・ 令和元年(2019年)12月要介護認定件数：543件 ・ 介護認定審査会は、毎週月曜日から木曜日の週4日開催 ・ 令和元年(2019年)12月開催日数：16日				

会 議 録

会議の名称		つくば市介護認定審査会（1月分）		
開催日時		開催日は別紙のとおり 開会 18：45～		
開催場所		つくば市役所 1階介護認定審査会室		
事務局（担当課）		保健福祉部介護保険課		
出席者	委員	別紙のとおり（つくば市介護認定審査会合議体）		
	その他	なし		
	事務局	別紙のとおり（介護認定審査会職員当番表）介護保険課、地域包括支援課、高齢福祉課の係長以下の職員2名が輪番で出席する。		
公開・非公開の別		<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	
非公開の場合はその理由		つくば市情報公開条例第5条第1号（個人に関する情報）に該当する情報を取り扱うため		
議題		要介護認定申請の審査・認定に関すること		
会議録署名人	合議体長及び委員2名	確定年月日	令和	年 月 日
会議次第	(1) 審査 (2) 要介護区分の判定			
<審議内容> ・ 要介護認定申請に基づき、要介護認定に係る審査を行い判定する。 ・ 令和元年(2020年)1月要介護認定件数：526件 ・ 介護認定審査会は、毎週月曜日から木曜日の週4日開催 ・ 令和元年(2020年)1月開催日数：15日				

会 議 録

会議の名称		つくば市介護認定審査会（2月分）		
開催日時		開催日は別紙のとおり 開会 18：45～		
開催場所		つくば市役所 1階介護認定審査会室		
事務局（担当課）		保健福祉部介護保険課		
出席者	委員	別紙のとおり（つくば市介護認定審査会合議体）		
	その他	なし		
	事務局	別紙のとおり（介護認定審査会職員当番表）介護保険課、地域包括支援課、高齢福祉課の係長以下の職員2名が輪番で出席する。		
公開・非公開の別		<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	
非公開の場合はその理由		つくば市情報公開条例第5条第1号（個人に関する情報）に該当する情報を取り扱うため		
議題		要介護認定申請の審査・認定に関すること		
会議録署名人		合議体長及び委員2名	確定年月日	令和 年 月 日
会議次第	(1) 審査 (2) 要介護区分の判定			
<審議内容> ・ 要介護認定申請に基づき、要介護認定に係る審査を行い判定する。 ・ 令和2年(2020年)2月要介護認定件数：486件 ・ 介護認定審査会は、毎週月曜日から木曜日の週4日開催 ・ 令和2年(2020年)2月開催日数：14日				

会 議 録

会議の名称		つくば市介護認定審査会（3月分）		
開催日時		開催日は別紙のとおり 開会 18：45～		
開催場所		つくば市役所 1階介護認定審査会室		
事務局（担当課）		保健福祉部介護保険課		
出席者	委員	別紙のとおり（つくば市介護認定審査会合議体）		
	その他	なし		
	事務局	別紙のとおり（介護認定審査会職員当番表）介護保険課、地域包括支援課、高齢福祉課の係長以下の職員2名が輪番で出席する。		
公開・非公開の別		<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	
非公開の場合はその理由		つくば市情報公開条例第5条第1号（個人に関する情報）に該当する情報を取り扱うため		
議題		要介護認定申請の審査・認定に関すること		
会議録署名人	合議体長及び委員2名	確定年月日	令和	年 月 日
会議次第	(1) 審査 (2) 要介護区分の判定			
<審議内容> ・ 要介護認定申請に基づき、要介護認定に係る審査を行い判定する。 ・ 令和2年(2020年)3月要介護認定件数：556件 ・ 介護認定審査会は、毎週月曜日から木曜日の週4日開催 ・ 令和2年(2020年)3月開催日数：16日				